ほぼ週刊コラム　Partnership論　その２３４

**legitimate defense（正当防衛）　権利化の強化でなく抑制**

20170812 rev.1 齋藤旬

**権利化の強化でなく抑制、**この点が上手く理解されていなかったかもしれない。権利強化と誤解された方もいたようだ。そうではなくて、カトリックのカテキズム2265にあるlegitimate defenseに関する説明は、むしろ権利化の抑制なのだということを補足説明する。

**箇条書きで記すと：**

1. 共通善は存在すると考えるが、そのsubstance（真の実体、プラトンのいうidea、カントのいうnoumenon）の詳細を完全にdiscernすることは人間（human）の有限の知覚力ではできない[[1]](#footnote-1)、と現代のカトリックでは考える。
2. 従って、或る武力行使を共通善の防衛の為だと特定するのは、現実的には不可能であり、武力行使が権利（a right）となることは、現代のカトリックでは起こりえない。[[2]](#footnote-2)
3. 現代のカトリック教育をある一定以上受けた者ならば、武力行使を権利とすることは現実的にはない、と考えて良い。
4. つまり、そのsubstanceを明確に示し易い公共福祉（public welfare）や人命の防衛でなく、そのsubstanceを明確に示し難い共通善の防衛のための武力行使が権利となることが理論的にはあり得る、とすることによって、武力行使の権利化が実質的に起こらないようにしている。

**原文のcanを「～得る」と、for this reasonを英辞郎にある「その限りでは」と訳し：**

2265 Legitimate defense can be not only a right but a grave duty for one who is responsible for the lives of others. The defense of the common good requires that an unjust aggressor be rendered unable to cause harm. For this reason, those who legitimately hold authority also have the right to use arms to repel aggressors against the civil community entrusted to their responsibility.

出典：<http://www.vatican.va/archive/ccc_css/archive/catechism/p3s2c2a5.htm>

**半訳文を以下のように手直しする：**

2265　the common good（或る特定の共通善）を防衛しようとする場合、unjust（人間社会にとって不適合）な侵犯者が持つ有害行為を行うability（法律上の能力）を失効させる必要があります。この場合、legitimate defense（法律上の正当防衛）はa right（一つの自然法的権利）となり得るばかりでなく、他人の生命に責任を持つ者にとってはa grave duty（一つの重大な法律的義務）となり得ます。その限りでは、（その共通善を持つ）the civil community（当該市民共同体）を任（まか）されたthose who legitimately hold authority（法律的に正当な権威を持つ者達）は、侵犯者を遠ざけるために、武力さえも行使する自然法的権利を持ちます。

[**コラム１４７**](http://llc-research.jp/~archives/Column%20hobo-shuukan/2015/20150624%20W147%20difference%20between%20state%20and%20nation/20150624%20W147%20difference%20between%20state%20and%20nation%20rev4.doc)**等で**過去何回か現代のJust War Theory[[3]](#footnote-3)については説明していたので、上記カテキズム2265が権利化強化でなく抑制であることを理解されないと私は思っていなかった。混乱された読者に陳謝すると共に半訳文を上記のように訂正します。ゴメンナサイ。

今週は以上。来週も請うご期待。

1. 見方を変えると、the human being “knows, loves and accomplishes moral good by different stages of growth”（人間という存在は「成長のステージを経る毎に、知り、愛し、善なるmoralを完成させる」）という漸進性が組み込まれていると言える。これを現代のカトリックでは[gradualismまたはlaw of gradualness](https://en.wikipedia.org/wiki/Law_of_graduality)と呼び、Apostolic Exhortation Familiaris Consortio (22 November 1981), 34（教皇ヨハネ・パウロ二世の1981年の使徒的勧告『家庭　愛と命の絆』、34）、および、教皇フランシスコの使徒的勧告(19, March, 2016)*Amoris Laetitia*, 295が詳しく解説している。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 2001年の9.11同時多発テロの後、2002年元旦の世界平和の日の[メッセージ](https://w2.vatican.va/content/john-paul-ii/en/messages/peace/documents/hf_jp-ii_mes_20011211_xxxv-world-day-for-peace.html)の第5段落で教皇ヨハネ・パウロ二世は、There exists therefore a right to defend oneself against terrorism, a right which, as always, must be exercised with respect for moral and legal limits in the choice of ends and means.（ですから、テロ行為に対する自衛権が存在するのです。ただしそれは常に、目的と手段の選択において、人道的かつ法的制限を尊重しつつ行使されねばならない権利です。）と述べて、テロリズムに対する防衛権利行使の際でも、その手段が制限されることを述べている。暗に、武力行使は権利化されないと示している。 [↑](#footnote-ref-2)
3. ひと言で言うならばこれは「just warは存在し得てもright warは存在し得ない」という考え方。justは人間社会において「正しい」、rightは神の義（righteousness）に即して「正しい」、という具合に表現を区別するJudeo-Christian Culture理解が、現代のJust War Theory理解には欠かせない。 [↑](#footnote-ref-3)